

令和2年度7月農業委員会定例会議事録

召集年月日 令和2年7月10日（金）

召集場所 西伯郡伯耆町吉長37番地3 本庁舎3階大会議室

出席者 農業委員8名、農地利用最適化推進委員11名

事務局2名

1 開会宣言	午前9時30分
事務局	これより令和2年度第4回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、4番 畑委員・5番 亀山委員にお願いします。
4 報告事項	
	【報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】
	【報告第8号 水田の畑地変換届の報告について】
車議長	報告第7号・第8号を一括して事務局より説明をお願いします。
事務局	報告第7号1~2・第8号の朗読
車議長	事務局からの報告が終わりました。 皆様の方から何か、ご質問・ご意見はありますか。
車議長	報告第8号について、亀山農業委員さん、何かご意見ありますか。
亀山委員	説明させて下さい。 この田は、非常に圃場整備がしてあります、落ち込んでいます、畑にしてキャベツ栽培をするには、非常に不適切な土地です。 今、土を入れて畑の計画をされていますので、よろしくお願ひいたします。
車議長	地元農業委員の農業委員から説明がありましたが、何か皆様の方からご意見はありますか。
影山委員	亀山委員に聞いてみますが、改良区として田から畑には変えるということはあまりしないと思いますが、改良区とのいい話はついているのですか。
亀山委員	改良区とは、話はもうついています。
影山委員	改良区さえ話がついているのならいいです。 負担金が違ってきますから。田と畑はものすごく違いますから。 田の方が畑より水利費なども高いですから。 改良区の了解がしっかりと取れているなら、問題はありません。
亀山委員	賦課金の方も、今までどおり、田の金額で支払われるということです。
影山委員	それはちょっとおかしいのではないですか。 現況が畑になれば、改良区の方も畑の賦課金でないといけないだろうと思います。
車議長	そこらへんは、しっかりと儲けているということではないですか。
影山委員	改良区の方の了解が取れていれば、何も問題はありません。
車議長	他には質問ありませんか。
車議長	ないようですので、以上のとおり、報告第7号・第8号、報告させていただきます。

5 議事	
車議長	議事に入ります。
車議長	議案第16号 農地法の非適用に係る証明願の審議について、事務局より説明をよろしくお願ひします。
事務局	議案第16号1の朗読
車議長	説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 地元農業委員の影山委員さん、説明の方よろしくお願ひいたします。
影山委員	6月26日に、事務局長、安藤さん、宅野委員、中曾委員、申請者の奥田良一さんで、現地確認をいたしました。 佛ノ峯山という所で、竹林になっているのはどこでしたか？
事務局	墓のところなので、490-1、これが竹林になっていったところです。
影山委員	これが今、竹が生い茂ってしまって竹やぶになってしまっていました。 それから三崎谷山の三筆は、山林化していまして、とてもこれは農地として復旧することが出来ませんので、この近くの方でも何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	中曾委員さん、補足説明何がありますか。
中曾委員	影山委員の言われるとおりですので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	宅野委員さん、補足説明何がありますか。
宅野委員	今、ご説明がありました影山委員の言われるとおりですので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	説明の方、終わりました。何か、ご意見・ご質問はありますか。
車議長	ないようですので、裁決に入らせていただきてよろしいでしょうか。
	議案第16号 賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第16号は承認されました。
車議長	続いて議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第17号1の朗読
車議長	地元農業委員の赤井委員さんの方から説明の方よろしくお願ひします。
赤井委員	1番、赤井です。 6月30日に事務局の安藤さん、推進委員の中村委員、井上委員、また譲受人の赤松さん立ち会いのもと、現地確認をさせていただきました。 赤松さんが西村さん宅に住まわれるということで、この土地を守っていかれるということですので、協議のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	中村委員さん、何か補足説明はありますか。
中村委員	赤井委員の説明のとおりです。何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	井上委員さん、何か補足説明はありますか。
井上委員	井上です。 先日、岩立部落の人に会って、お話を聞いたところ、岩立部落としましても、3名の住

	<p>民が入られるということで、大変喜んでおられました。</p> <p>ぜひこれは通していただきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。</p>
車議長	説明の方終わりました。議案第17号につきまして、何かご意見・ご質問はありますか。
畠委員	<p>この人は、新規就農で入られるわけですか。</p> <p>それともそういうのは関係なく入られるのですか。</p>
事務局	いまのところ、そういう予定はありません。
内藤委員	<p>地目は田になっていますが、現状はどうなっていますか。</p> <p>ただ作付がしてあるだけですか。</p>
事務局	<p>現地立会に行った時に、ここは内藤陽博さんが田で作付をされておられました。</p> <p>本来の道筋ですと、作っている間はそのままにしておいて、その作付が終わってから利用権設定の合意解約をして、所有権移転をするというのが本筋なのですが、ただ所有者の方が所有権移転を急いでおられるという事情がありましたので、いったん3条で所有権移転をさせていただいて、再度、作付の収穫が終わるまでは少しの間利用権設定をしていただいて、終わったら、赤松さんが耕作をするということで、現地ではそういう話をしました。</p>
内藤委員	では現状では内藤さんが耕作をしているということですね、わかりました。
車議長	他には質問ありませんか。
車議長	質問がないようですので、裁決に入らせていただきます。
車議長	議案第17号賛成の方の挙手をお願いします。
車議長	全員賛成。議案第17号は承認されました。
車議長	<p>続きまして議案第18号 農用地利用集積計画の審議について 議案第19号 農用地利用配分計画（案）の審議について、ですが 今日、ご出席の加川職務代理が関わっておられる案件があります。 その件だけ、一括して審議させていただいてよろしいでしょうか。</p>
車議長	『農業委員会における審議の方法について』というのを、前回欠席されて出席されられない方もおられますので、再度事務局の方からこれについて、説明をしていただいた後に、加川委員、退席の方、よろしくお願ひいたします。
事務局	<p>説明させていただきます。</p> <p>『農業委員会における審議の方法について』です。</p> <p>農業委員会では、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、関係者は議事に署名できないこととなっています。今後、伯耆町農業委員会においても、以下のように関係委員、これは農地利用最適化推進委員も含めたところで、議事に参加しないよう徹底したいと思います。</p> <p>関係委員は、当該議事の審議の際には退出する、この議事というのは、全ての議案というふうに考えていただければと思います。</p> <p>利用集積計画や配分計画は、関係委員ごとと、それ以外に分けて審議出来るよう一覧表を作成する。前回の農業委員会の総会の中では、別紙としますというふうに説明をさせていただきましたが、伯耆町が使っているシステム上の問題がありまして、別紙には出来ませんでした。ですので、耕作者ごとで抽出した一覧表で、番号を分けて別々に審議出来るような形で、一覧表を作成します。</p>

	<p>会長が関係委員である場合は、職務代理を議長とします。</p> <p>1議案に会長と職務代理が関係委員である場合は、農地部会長を議長とすることとしたいと思います。</p> <p>説明については、以上です。</p>
車議長	<p>職務代理、少し待って下さい。</p> <p>この農用地集積計画の説明までは、ここにいて下さい。</p> <p>では、議案第18号の説明をよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	説明だけは、議案第18号・第19号一括してさせていただいて、審議の時に、加川委員、ご退席ということでよろしくお願ひします。
事務局	議案第18号・第19号朗読
車議長	加川職務代理、退席の方、よろしくお願ひいたします。
車議長	議案第18号の1、資料番号9番・10番・11番について、事務局より説明をよろしくお願ひいたします。
事務局	<p>細かく説明します。</p> <p>利用権設定の第18号の1につきましては、利用権設定台帳の9番、10番、11番 鳥取県農業農村担い手育成機構が立岩の石崎潔さんから3筆借りられる分、これにつきまして、さきほど言いました19番の1におきまして、伯耆の郷に中間管理機構を通して貸付されるという内容です。</p>
車議長	最初に、10ページの9・10・11と、議案第19号の1番の審議の方をよろしくお願ひいたします。
車議長	最初に、議案第18号の左側の番号9・10・11について、何かご意見はありますか。
影山委員	利用権設定台帳が借り手と貸し手が前回と逆になっていますが、これは今回から入れ替わったのですか。
事務局	<p>さきほども少し説明をさせていただいたのですが、前回審議の方法について、一覧表を別紙とするというふうに説明をさせていただいたのですが、システム上別紙とは出来ませんでした。</p> <p>ということで、耕作者を基準にすることまとまって出ますので、所有者を基準にして出すと、飛び地になってしまって審議しづらいと思いましたので、今回からは耕作者を基準に出させていただいている。</p>
影山委員	初めからそういう説明があれば、何ら問題はなかったです。
車議長	議案第18号の左側の番号の9・10・11について、採決させていただいてよろしいでしょうか。
	では、裁決に入らせていただきます。
	議案第18号の9・10・11について、賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第18号の9・10・11は承認されました。
車議長	続きまして、議案第19号の1につきまして、何かご質問・ご意見はありますか。
	ご意見がないようですが、採決に入らせていただいてよろしいでしょうか。
	質問がないようですので、裁決に入らせていただきます。
	議案第19号の1について、賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第19号の1は承認されました。

車議長	続きまして、議案第18号 9・10・11番を除いた所につきまして、何かご質問・ご意見はありますか。
	ご意見がないようですが、採決に入らせていただいてよろしいでしょうか。
	質問がないようですので、裁決に入らせていただきます。
	議案第18号について、賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第18号は承認されました。
車議長	続きまして、議案第19号 農用地利用配分計画(案)ですが、1番を除きました2番・3番につきまして、何かご質問・ご意見はありますか。
	ご意見がないようですが、採決に入らせていただいてよろしいでしょうか。
	質問がないようですので、裁決に入らせていただきます。
	議案第19号2番・3番について、賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第19号2番・3番は承認されました。
車議長	本日の議案は、以上で終わります。
6 その他	
車議長	皆様の方から、何がありませんか。
車議長	以上をもちまして、第4回の農業委員会定例会を終了したいと思います。
7 閉会	午前10時10分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

4番 火田 嘉夫

5番 龍山 英登

